

生徒心得

身だしなみについて

1) 服装

本校指定の制服を着用し、上着の左襟にバッジ（セイコースポーツ社で販売）をつけること。
本校の制服とは、下襟の通りである。

[男子] 冬服…紺の織柄入り詰め襟学生服上下、シャツ
夏服…グレーのスラックス、シャツ

[女子] 冬服…紺のプレー、
グレーチェックのひだスカート、シャツ
夏服…グレーチェックのひだスカート、シャツ

その他、服装については、以下の通りである。
① 制服は本校指定の生地・デザインで、本校指定の業者から購入すること。

② 冬期（11月1日～4月30日）は、冬服を着用すること。

ただし、気候に応じて上着の下に、セーター、ベスト、カーディガンを着用してもよい。さらには寒い場合は、上着の上にコートを着用してもよい。

③ 夏期（5月1日～10月31日）は、夏服を着用すること。

ただし、気候に応じてシャツの上に、指定の上着、セーター、ベスト、カーディガンを着用してもよい。

④ シャツ

白色無地の襟付シャツ（ワイシャツ、ボロシャツ、開襟シャツ）を着用すること。
色つきのシャツは禁止する。（ライン等は不可）

⑤ セーター、ベスト、カーディガン
白、黒、紺、茶、グレー、ベージュの単色とする。（ライン等は不可）

また、セーター、ベスト、カーディガンを着用する場合には、シャツの襟が見えるようにすること。

儀式や校外行事に参加する場合、学校から私服可の指示がない限り、制服を着用すること。

⑥ ネクタイ、リボン
ネクタイ、リボンを着用してもよい。

ただし、きちんと着用し、派手なものは禁止する。

※ ④⑤⑥については、特に学校指定のものはない。

⑦ 頭髪・装飾品・その他
文京高校生らしい学校生活を送ること。染髪・脱色は禁止する。また、ピアス（イヤリング）も禁止する。頭髪・装飾品・化粧などについては、必要に応じて適宜指導する。

2. 着物、体育時の服装
下駄履・サンダル履での登下校は禁止する。グラウンドでは運動靴（革靴は不可）、校舎内では本校指定の上履、体育館では本校指定の体育館履を履くこと。また、体育時には、本校指定の体育着を着用すること。

3. 欠席・遅刻・早退について

病気等で欠席するとき、また通院等で遅れるときは、保護者が電話で学校に連絡すること。（午前8時15分～8時25分）早退する時は、担任または副担任に申し出で許可を得ること。無断で早退してはならない。

4. 登校・下校の時刻について

原則、朝の登校は午前7時30分からとする。8時25分までには授業準備を完了していること。
午後5時には下校完了のこと。特別の理由で午後5時以後居残るときは、顧問、担任の監督指導の下活動する。その際、最終下校完了は午後7時とする。

5. 自転車・オートバイ通学について

（1）自転車通学（登録制）

① 登録用紙に諸事項を記入し、クラス担任に提出する。（交通ルール・マナーが守れない生徒は、許可を取り消すこともある。）

② 登録した自転車は所定の自転車置場を利用すること。

（2）オートバイ・自動車通学について
いかなる場合でも許可しない。

6. 登校後の外出について

登校後は外出してはならない。やむを得ず外出する必要のある時は、その旨生徒手帳に記入し、学級担任などの許可を得ること。

7. 土曜（授業のない週）・日曜・祝日・その他休業日の登校について

原則として登校しないこと。クラブ・クラスなどで登校する場合は、顧問・担任の許可を得て、前日の

正午までに活動届を生徒部に提出する。

8. 施設・用具等の使用について

施設や用具はていねいに取り扱うこと。万一破損したときには、すみやかに担任・顧問または日直の先生に届け出る。この場合、本人または保護者の責任を問うことがある。

9. 運動具・グラウンドの使用について

グラウンド等は各クラブの申し合せで使用している。ホーム・ルームや有志で使用したい場合には、担任などに相談すること。

10. 遺失物・拾得物及び盗難防止について

（1）所持品（特に上履・体操着・体育館履等）にははっきり名前を書いておく。

（2）所持品は必要最少限度にする。貴重品は持ってきてない。ロッカー・靴箱は施錠する。

（3）多額な現金は持たない。やむを得ず持参した場合は担任等に預ける。

（4）体育等で教室を空ける場合は、貴重品を実施場所に持参するか、ロッカーに入れ、施錠して管理する。

（5）遺失物・拾得物はすみやかに日直の先生または生徒部の係に届け出ること。自治会室前の拾得物陳列ケースに保管してあるので、心当たりの場合申し出ること。

（6）不審な者を見かけたら、身近な先生に知らせること。

（7）万一盗難に気付いたら、生徒部、顧問、担任の先生に直ちに届け出ること。

11. アルバイトについて

原則として認めない。やむを得ない事情がある場合には、担任に届け出のうえ、保護者の監督・責任の下で行う。

12. 揭示・貼紙などについて

責任者を常に明確にし、生徒部の係に届け出る。届け出されたものについては何人も期間内に廃棄・汚染してはならない。

貼紙はビニールテープまたは画鋲を用い、糊付けは絶対にしない。

掲示・貼紙などは掲示板を中心に全体の規律を乱さないような場所を選ぶこと。

13. 文書などの配布について

責任者を明確にし、担任・顧問に届け出る。虚偽・デマを内容とするもの、個人を誹謗・中傷する内容のものであってはならない。また、学校名、個人名、所属学年、クラス、所属クラブ名等が特定されるようなSNSへの投稿は、いかなる場合でも禁止とする。

14. 集会について

集会は文京生によって行われ、自分の意志を他人に表明しその発案者との話し合いを目的とするものであること。

責任者・日時・場所・目的を明記し生徒部に届け出ること。

昼休み・放課後を利用すること。

15. 金品募集・物品売買について

学校内で金品を募集したり、物品を売買する時は、事前に生徒部の承認を得ること。

16. 校外生活について

- (1) 学校と家庭との連絡を密にし、事故防止につとめる。万一交通災害や、ゆすり・たかりなどの被害にあったときは、すみやかに学校に報告する。
- (2) 自宅または自宅付近に感染症が発生したときは、ただちに学校に報告する。
- (3) 無責任な行動は、たとえ私的な行動でも本校全員に迷惑をかけるので、校外生活全般にわたり、文京生としての自覚と誇りをもって行動すること。